

市民利用施設等の利用制限について

時期	利用制限の内容 ^(※1)				
	収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度				
	収容率		人数上限		
1月21日から 2月13日まで	大声なし	大声あり ^(※2)	【収容定員 ^(※3) 5,000人以下】	【収容定員 ^(※3) 5,000人超】 【感染防止安全計画】を策定	
	100%以内	50%以内	収容定員まで	策定あり ^(※4)	策定なし
				20,000人まで	5,000人まで

(※1) 詳細は、令和3年1月7日付けの内閣官房事務連絡「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」を参考

国、県が利用制限の内容を変更した場合、その内容を準用

(※2) 「大声あり」とは、観客が「①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること。」を大声とし、これを積極的に推奨する、又は必要な対策を十分に施さないイベント

(※3) 収容定員が設定されていない場合：【大声あり】十分な人との距離(最低1m以上)の確保、【大声なし】人と人が触れ合わない程度(1m程度)

(※4) 感染防止安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提